

令和5年5月24日  
農林水産部安全農業推進課  
043-223-3081  
健康福祉部薬務課  
043-223-2624

## 香取市内における農薬不適正使用事案について

農業者が、香取市沢地区において農薬を適正に使用しなかった事案が発生しました。

本事案においては、健康被害を訴える近隣住民が確認されているところであり、今後、このような事案が発生しないよう、引き続き農薬の適正使用について、農業者への周知徹底を図ってまいります。

5月21日以降、同地区に滞在され、目の痛みなどの体調不良があった方は香取保健所(TEL: 0478-52-9161)にご相談ください。

### 1 経過

- 5月21日(日)、農業者が畑(15アール)にクロルピクリン剤\*を使用したが薬剤の揮散を防ぐためのビニール被覆を行っていないことについて、午前9時頃、香取警察署に通報があった。通報を受けた警察官が現場に行き、ビニール被覆するよう指導した。
- 5月22日(月)、香取警察署から連絡を受けた香取農業事務所が同日午後、通報者への聞き取り調査と現場確認を行い、翌日、現地に赴き速やかに被覆するよう農業者へ指導した。
- 5月23日(火)、香取保健所は近隣住民(7世帯14名)に調査を実施した。

#### ※クロルピクリン

(用途) 土壤病原菌やセンチュウ等の駆除を目的に土壤燻蒸剤として使用。

(毒性) ガスは目や鼻などの粘膜を刺激し、涙、鼻汁などを催す。毒物及び劇物取締法で劇物に指定されている。  
農薬取締法で農薬に登録されている。

### 2 健康被害(疑い)の状況(5月24日午前9時現在)

1名(軽症、医療機関への受診なし)

主な症状: 目の痛み 等

※有症者は快方に向かっている。

### 3 今後の対応

- 本日午後、被覆作業を行い、本日中に完了見込みである。
- 関係団体や農薬販売店等を通じ、農業者へクロルピクリン剤の適正使用の徹底について注意喚起を行う。
- 本件にかかる健康相談は、引き続き香取保健所にて対応する。

電話0478-52-9161